

北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」設置要綱

(設置)

第1条 ギャンブル等依存症の現状分析や施策の評価等を行い、本道における総合的なギャンブル等依存症対策について検討するため、「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議設置要綱」第6条の規定に基づき、北海道ギャンブル等依存症対策推進会議（以下、「推進会議」という。）に「対策推進部会」（以下、「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 北海道ギャンブル等依存症対策推進計画に関すること
- (2) 北海道内のギャンブル等依存症対策の推進に関すること
- (3) その他、部会の検討に関し必要な事項

(構成機関)

第3条 部会は、別表に掲げる構成機関で構成する。

(部会の開催)

第4条 部会の開催は保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神医療担当課長（以下、「担当課長」という。）が決定し、次に掲げる事項をあらかじめ通知するものとする。

- (1) 部会の日時及び場所
- (2) 議事
- (3) その他事前に通知する必要がある事項

(議事進行)

第5条 部会の議事進行は担当課長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、担当課長は部会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。
- 3 部会の会議は必要に応じて推進会議構成機関や関係機関等の職員及びオブザーバーを出席させて、その意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、担当課長が定める。

附則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年5月10日から施行する。

附則

この要綱は令和4年3月28日から施行する。

附則

この要綱は令和4年5月11日から施行する。

附則

この要綱は令和5年6月8日から施行する。